| 包括外部監査結果報告書記載内容 | | 措置等の状況 | 対応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　　監査の結果及び意見（府の財務事務に対する指摘） | | | |
| 【１】出資の有効性検討  ２．意見  （１）「財政再建プログラム（案）」の方向性として自立化を目指す法人については出資のあり方を見直すべき  【都市整備部】 | 財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしているのであるから、出捐の回収ができない公益法人や社会福祉法人以外の株式会社の指定出資法人については、自立化のため、将来においては可能な限り府の出資比率を下げることが望ましいと考える（意見番号１）。  ・堺泉北埠頭株式会社 | 【堺泉北埠頭株式会社】  府市統合本部会議（平成24年６月19日開催）及び大阪府戦略本部会議（平成24年６月29日開催）において、類似・重複している行政サービスについて下記のとおり基本的方向性が決定された。  ・府市港湾事業の統合、及び大阪港埠頭（株）と神戸港埠頭（株）の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭（株）と（仮称）阪神港埠頭（株）の経営統合を目指す。  ・そのため府においては、堺泉北埠頭（株）に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。  この決定を受け、同法人の港湾運営会社指定に取り組み、平成27年12月21日に指定を行い、平成28年度から直営部分の一部の管理運営を委ねることとしている。  今後は、阪神港の港湾運営会社である阪神国際港湾（株）との経営統合を目指すとともに、経営統合までの間は、法人として収益性の向上、安定的な経営の維持や事業展開を引き続き行っていく。 | 措置 |
| （２）出資に対する効果の測定をすべき  ①株式配当収入の効果の確認  【都市整備部】 | 次の２出資法人については、さらに出資の効果としての配当を要求することが可能であると考える（意見番号２）。  ・堺泉北埠頭株式会社 | 【堺泉北埠頭株式会社】  法人の株式配当については、設立35周年記念配当として平成20年度に200万円を増額し、１千万円に引き上げた。  利益の増加に加え、「出資の効果としての配当を要求することが可能」との包括外部監査結果報告を踏まえ、１千万円の配当額を継続した。  さらに、平成25年度には設立40周年記念配当として配当金を200万円引き上げ１千２百万円とし、以降、１千２百万円の配当額を継続している。 | 措置 |
| 【８】出資法人への委託料の検討（指定管理者制度含む）  ４．意見  （２）大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき  ②意見  【健康医療部】 | 現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要であると考える（意見番号45）。  ・財団法人大阪府保健医療財団 | 【公益財団法人大阪府保健医療財団】  疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、より良い運営形態の在り方について検討を進めている。 | 経過報告 |